

行動計画策定

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくること
によって全ての社員がその能力を十分に発揮出来る様にする為、次のように行動を策定す
る。

1 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2 内容

目標1 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など
制度の周知、情報提供を行う。

<対策>

- ・令和2年4月～ 法に基づく諸制度の調査
- ・令和2年6月～ 制度に関するパンフレットを社員に配布し、周知を図る。
- ・令和3年3月～ 社員に再度周知を図る。